

江戸時代初期の改元難陳における経学的要素

水 上 雅 晴

一、問題の所在

一世一元制が採用される前、国内の年号の多くは改元定と呼ばれる朝議において決められた。新年号の最終的な決定権が天皇の手にあつたとは言え、候補選定のやり直しを命ずるよう主体性を發揮することは少なく、年号案を考案し篩にかけて朝臣のお膳立てに乗っていた、と言っても大過ない。年号案の考案は年号勤者によってなされ、紀伝道の家に属する者から数名、改元定に先立って任命されるのが通例であつた。式部大輔や文章博士の地位にある者が大半であり、中級貴族に属する彼らは勘申、すなわち複数の年号案を考え、それぞれの典拠となる漢籍の引文を併せて記した年号勘文を提出することがその役目であつた。勘申された年号案から上奏する候補年号に絞り込むのは、上級貴族に属する公卿の役目であり、陣座において開催される改元定の儀式と評議に参仕するように任命された公卿は、少なくとも三度、意見表明の機会が与えられた。

最初は奉奏の段階であり、年号勘文が読み上げられた後、会議主宰者である上卿の「定め申せ」との言葉を承けて、一人一人が候補年号たり得る年号案を一〜三個推薦する。たとえば、建久（一一九〇〜一一九九）度の改元定において、「藤中納言」と藤原兼光（一一四五〜一一九六）が「年号可被用何字哉事、建久可宜」と答えているような調子である。参仕公卿が誰も奉奏しなかつた年号案がその後の議論で取り上げられることは稀だから、奉奏の段階に

おいて予備選抜がなされていると言える。二度目の意見表明は「難陳」の段階であり、挙奏された年号案の中から上奏する年号候補を選ぶための議論が交わされる。難陳の「難」は反対意見、「陳」は賛成意見を意味する。参仕公卿が全員、難陳において発言するとは限らないが、少なくとも議論に関わる権利は持っている。この難陳を通して、大抵、二つの候補年号に絞り込まれて上奏されるが、天皇は、その中から一つを選び定めるように指示して差し戻すのが通例であった。かくして二度目の難陳がなされ、参仕公卿にとつては三度目の意見表明の機会が与えられる。二度目の難陳を通して一つに定められた候補年号は、大半の場合、天皇によつて嘉納され、新年号として施行される⁽²⁾。一連の流れを見ると、改元定の度に二度なされる難陳は、事実上、新年号を決める場になっていたことが理解される。さりながら年号研究の中で、難陳に注意が払われることはこれまでほとんど無かった。年号研究の基礎を築いた森本角藏は、難陳の議論について、「文字の形態、音韻、語句の意味又は先例等である」とその内容を概括した後、「今日から見れば殆どるに足らぬことが多い⁽³⁾」と述べ、難陳に対して学術的価値をあまり認めていない。確かに難陳の記事を個別に見る限り、学問的とは言いがたい議論が交わされていることが多く、研究対象として取り上げる意味を見出だすのが困難かも知れない。

しかし、難陳の記事を通覧し、「文字の形態、音韻、語句の意味」に関わる議論を見ていくと、国内における漢字の変遷をたどる上で看過しがたい要素が認められるので、難陳の議論が定例化したと考えられる中世⁽⁴⁾の改元記事に初步的な考察を加えたことがある。その結果、難陳の中では、経学、すなわち儒家の經典の解釈に関わる議論が展開されていること、さらには難陳の中で言及される漢籍は、年号勘文に引用されていないものも少なくないことが判明した⁽⁵⁾。難陳の記事を通して漢籍・漢学受容の状況に関して他の史料には見られない情報が得られることが分かった。この時代、他の時代の難陳についても調査と考察を行う価値があると考え、本稿では、江戸時代になされた難陳の実態を紹介し、併せてその議論と経学との関係について論じてみたい。ただし江戸時代の難陳全体の調査を終えるには、まだなお相当の時間を要するので、考察範囲を江戸時代初期に限定する。

二、江戸時代の難陳とその特色

元来は朝廷の専権事項であつた改元は、武家勢力の伸張に伴つて、次第に幕府から干渉を受ける場面が出来するようになり、鎌倉時代以降の年号制定プロセスには朝幕間の力関係が反映するようになる。幕府からの関与の度合いが最も高まつたのが江戸時代であり、元和（一六一五〜一六二四）改元直後に公布された「禁中並公家諸法度」第八条の「改元、漢朝年号之内、以_二吉_一例_二可_二相定_一。但、重而於_二習札相熟_一者、可_レ為_二本朝先規之作法_一事_{（6）}」との規定、および正保（一六四五〜一六四八）改元時に將軍家光から発せられた「年号ハ天下共ニ用ルコトナレバ武家ヨリ定ムベキコト勿論ナリ_{（7）}」との言葉から、年号制定の権限が朝廷から幕府に移行したことが了解される。具体的に見られた変化を挙げると、従来、朝廷のみで決めてきた年号と改元日は、江戸時代に入ると事前に幕府との相談が必要になり、年号の選定について言う、難陳を通してしほり込んだ複数の候補年号は、従来、天皇に上奏されていたが、その前に武家伝奏を通して幕府に伝えられ、幕府がその中から一つ選ぶようになり、時には改元の手続きが始まる前に、新年号案が幕府から示されることすらあつた_{（8）}。

朝廷内で実施される議論が年号制定プロセスに占める重要性の低下が覆いようが無くなる一方で、難陳を含む改元の形式面の整備は進んだようである。所功の説くところによると、「これらの儀札作法は、事前に難陳で誰がどのような意見を述べるのかや、当日の段取りなど十分に調整されていた。実際に改元定の数日前から当日の儀札に参加する公卿らを集めた下打ち合わせと練習が行われている_{（9）}」。とすると、参仕する公卿たちにとって、江戸時代の難陳は、それ以前に比べて参加する意義が乏しくなっていたことは否めない。議論の記録は相当残されており、その中には旧套を脱しないおさなりの言説も少なくないが、中世の難陳に見られた学術的な要素も同様に看取されるように思われるので、以下、三つの観点から検討を加えていく。

三、漢宋兼学

日本では古来、漢学が為政者や知識人の基礎教養の一部を構成しており、朝廷内での漢籍講授は、それを家業とする博士家によって、各家の中に伝承されたテキストと訓点に即して実施された。博士家中、紀伝道に属する者が年号勘文を勘申し、若年期に博士家から漢籍の手ほどきを受けた公卿が難陳に従事した。博士家は、家内で伝えられたものをそのまま形を変えずに伝えることに至上の価値を置き、それを伝えることに自家の存在意義を見出ししていた。したがって、経書、すなわち儒家の經典について言えば、漢唐の古注にもとづく訓点を書き加えた鈔本を通じて学問伝承が長期にわたって続けられ⁽¹⁰⁾、年号勘文に年号案の典拠として附記される漢籍の引文、それを踏まえた難陳には、そうして伝えられた古鈔本のテキストが引かれていた。しかし、朱子学の伝来は、博士家による漢籍テキストとそれに対する解釈の伝授に変化をもたらし、影響が難陳の内容にまで及ぶようになる。

たとえば、永和(一三七五)一三七九)度の改元の際、柳原忠光(一三三四)一三七九)が勘申した年号案「寛永」は、年号勘文の中で、「毛詩曰…考槃在澗、碩人之寛、独寐寤言、永矢弗諼。註曰…碩大、寛広、永長、矢誓也」の引文を伴って記されているが、引文の《毛詩・衛風・考槃》の経文に附されている「註」は、「古注」の毛伝や鄭箋ではなく、「新注」である朱熹(一一三〇)一二〇〇)《詩集伝》からの引用である。高辻長成(一二〇五)一二八一)原撰《元秘別録》には、年号案「寛永」二字の下に「朱熹新注初引之⁽¹¹⁾」と注記されており、東坊城秀長(一三三八)一四一一)の日記《迎陽記》によると、応安八年(一三七五)二月二十七日に行われた難陳の場では、前例の無いこの年号案も議論の俎上に上り、古注の解釈には誹謗の意が含まれているが、新注の解釈だと賞賛の意が認められるので、年号案として支障が無いことが確認されている。難陳にも参加した勘申者の忠光が発した言葉「於朱文公者近代名人、随而如御談義被講此注書之間、向後年号引文為傍例⁽¹²⁾」は、古注一色だった朝廷内においても朱子学が浸透してきたことを示す。

年号勘文を集成した《元秘別録》を見ていくと、朱熹の注釈にもとづく年号案「寛永」は、その後、応永（一三九四～一四二八）度・文安（一四四四～一四四九）度・延徳（一四八九～一四九二）度・文龜（一五〇一～一五〇四）度・永正（一五〇四～一五二二）度・天文（一五三二～一五五五）度・元龜（一五七〇～一五七三）度・寛永（一六二四～一六四五）度の八回も勘申されている。朱熹が私淑していた程頤（一〇三三～一一〇七）が作成した《周易》の新注の一つとみなされる注釈書《伊川易伝》に由来する年号案「正永」は、引文「周易曰・厚筮、元永貞、無咎、以剛中。注曰・居中得正、能永而貞也」（比卦象伝）を伴って、康応（一三八九～一三九〇）度を皮切りに、明德（一三九〇～一三九四）度・応永（一三九四～一四二八）度・宝永（一七〇四～一七二一）度の四回勘申されている。このように新注系の注釈書も年号勘文に引かれるようになるが、難陳に顔を出すことはほとんど無いようである。しかし、その状況は江戸時代に入ると様変わりを見せる。まずは正保度の事例をいくつか検討してみよう。

事例（a） 正保度に難陳の対象となった年号案の一つが「寛安」であり、五条為適（一五九七～一六五二）によって勘申された。引文は以下の通りである。

毛詩注疏曰…二后行寛安之意、其下効之。

この句は、《毛詩・周頌・昊天有成命》孔疏に見えるものであり、それまで「寛安」が勘申される度に使われていた。この年号案と引文に対して、日野弘資（一六一七～一六八七）は反論を展開し、その中で「加之、《昊天有成命》ハ、「祀成王詩」之由、見朱文公《註》、旁不甘心事乎^①」と述べている。朱熹の注釈によると、《昊天有成命》は、周室において武王の子である成王を祀った詩であるから、弘資は、詩が作られた時点で祭祀の対象は既に物故していて縁起が悪く、年号案の典拠としてふさわしくない、と考えたのである。

ここで着目すべきは、弘資の指摘の当否ではなく、論難の根拠が朱熹《詩集伝》に求められていることである。《昊天有成命》に対する小序には「天地を郊祀するなり」とあり、伝統的な解釈による限り、祀る対象は天地であって人

ではないから、年号案に対して批判が投げかけられるいわれは無いのであるが、弘資は新注の解釈を導入し、そうすることで反論が可能になったのである。

事例 (b) 五条為適が勘申した年号案「寛安」に対して、徳大寺公信（一六〇六～一六八四）は以下のように論難を加えている。

且又寛安兩字連続、可有其憚。韻書云…「寛、緩也」。「民事不可緩也」。「安樂怠惰、使人亡其智能」。又云…「以安樂失之者多矣」。由是觀之、難被挙用歟。

文中で「韻書」として引かれている書物が何であるかについては、次節において論じる。公信によると、「韻書」の訓詁から「寛」字が「緩」に通じることが了解され、《孟子・滕文公上》に記されている「民事は緩るべからざるなり」という孟子の言葉に照らし合わせると、「緩」字を含む年号は、人民のことを疎かにすることをイメージさせ差し障りがある。さらに《孟子・告子下》「然後知生於憂患而死於安樂也」句に対する古注である趙岐注の「安樂怠惰は、人をして其の智能を亡はしむ¹⁴」および新注である朱熹《孟子集注》の「安樂を以て之を失ふ者多し」を参照すると、「安」字にも「緩」に類する意味があつて、これまた具合が悪い。公信が朱熹の名前も《孟子集注》の書名も出さずに引用していることから、新注受容の広がりを感じさせる。

事例 (c) やはり五条為適が勘申した年号案「真正」に対して、徳大寺公信は擁護する論陣を張り、その中で新注の「覆載生成之偏、及寒暑災祥之不得其正者」と古注の「尊長於人為君者、当須章明己志為真正之教也」とを順に引いている。前者は朱熹《中庸章句》第十二章、後者は《礼記・緇衣》孔疏に見える。

事例 (d) 五条為適はさらに年号案「正観」も勘申しており、これに対して姉小路公景（一六〇二～一六五〇）は、「観」字に「不祥」の意があると考え、それを証明するために、《周易・観卦初六》「童観、小人无咎。君子吝」句に対する新注の程頤《易伝》と古注の王弼《周易注》とを引いている¹⁵。

事例(a)～(d)を見ると、三名の参仕公卿が難陳の中で朱熹と程頤の注釈書を引いており、新注の受容が進んだことが確認される。しかし依拠する注釈が新注に切り替わったわけではなく、新注も依然として立論の論拠として用いられている。中国の学術史の中で、古注に依拠して展開する学問は「漢学」、新注に依拠して展開する学問は「宋学」と称され、一方だけに偏らず両方を利用する学問的立場は「漢宋兼学」と称される。正保度における難陳の議論にはこの「漢宋兼学」の立場が発揮されており、続く慶安(一六四八～一六五二)度の難陳にも同様の立場が看取される。

事例(e) 五条為適が勘申した年号案「明暦」について、烏丸資慶(一六二二～一六七〇)は、年号の上の字に「明」が使われた先例が少ないことに加え、数少ない先例をたどっても、後小松天皇の明德二年(一三九二)に「兵乱」(明德の乱)があったり、明応年間(一四九二～一五〇一)にも「天地変妖不快之事」(たとえば明応の大地震)が多かったりして、「佳例」ではないと指摘する。その上で、以下のように經典を援用した議論を展開する。

且按《左伝》孔穎達疏曰：「日月同処則日被月映而形魄不見」。又《胡伝》謂、「日、人君之表。有食、災之象也」。由之觀此、日月相合同処者、明字之形也、是似日食之義也。然則明字頗不可庶幾者歟。

ここで使われているのは、《春秋左氏伝・隱公三年》経「春、王二月己巳、日有食之」句に対する唐の孔穎達疏と宋の胡安国《春秋伝》である。古注たる前者においては、「明」字は「日」と「月」が合わさった形をしており、「日月が同じ位置にあると、日が月に覆われて形が見えなくなること」¹⁶⁾が暗示されており、新注たる後者においては、「明」字が日食を象徴していて、それは、人君の表象である「日」が侵蝕される「災咎の象」であることが説かれているから、「明暦」は新年号にふさわしくないと結論づけるのである。

事例(f) 高辻長純(一六一九～一六四八)が勘申した年号案「永安」に対して、持明院基定(一六〇七～一六六七)は賛同する立場から議論を展開し、その中で、以下のように《尚書》とその注釈を引用する。

《書》云：「先王永綏民」。又云：「克綏先王之祿、永底烝民之生」。彼解：「令万姓如此、則能保安先王之寵祿、長致衆民」、「能知其心之一、感応之理自然也」。是下永長而上安寧之方充。

冒頭で引用されている《尚書》は、《説命下》と《咸有一徳》の経文であり、「彼解」の「彼」は後者を指し、その解説内容は古注の偽孔伝からの引用である。続く「能知」以下の一句は、《尚書》の新注を集成した《尚書大全》からの引用である。基底も古注と新注を兼採することで、「永安」二字について、下にある者が永続し、上にある者が安寧となる手立てが備わっている状況を意味することを証明しようとしている。

事例(8) 五条為適が勸申した年号案「天和」に対して、徳大寺公信は批判を加え、「韻會」云：「天者、刑名也」。去髪之刑」と述べ、《古今韻会举要》の説解(一二七頁下口)を引き、「天」が刑罰の名称であることを指摘した上で、具体的な内容について「去髪之刑」と説明している。管見によると、この説明は《周易》の新注を修正した《周易大全》の睽卦「六三、見輿曳、其牛掣、其人天且劓、无初有終」句下注の「項氏曰：天、去髪之刑、劓、去鼻之刑」に由来する。

正保・慶安と連続する江戸時代初期の改元における難陳記事を調べてみると、古注と新注の両方が分け隔てなく参考に使われていることが確認された。新注系の書物の利用の広さは、それ以前の難陳には見られない特徴であるが、ここまで見た事例によって江戸時代全体の難陳の傾向を定めることはできない。調査が不十分なので確定的なことは言えないが、江戸時代中期以降は、古注一色に逆戻りしているかに見えるからである。難陳と宋字との関係については、検討課題が残っていることを指摘して本節の議論を結ぶ。

四、辞書の利用

江戸時代における難陳の記録をたどっていくと容易に気づくのは、前節まで取り上げた事例にその一端が現れているが、辞書の利用が多いことである。旧稿において、中世に実施された難陳の中では、菅原是善（八二二〜八八〇）《東宮切韻》および「宋韻」と称される陳彭年（九六一〜一〇一七）等《広韻》が活用されていた状況を紹介したが¹⁸、江戸時代に利用される辞書とその利用状況は、それ以前と同様なのであるうか、それとも異なるのであろうか。本節ではこの問題を考察する。なお、辞書は漢字の形・音・義を明らかにするものであり、これらのことを扱う学問は「小学」と称され、経学の一部を構成するから、辞書の利用に検討を加えることは、難陳における経学の実態を論じることにもなる。

（一）字形・字義調査のための利用

参仕公卿が辞書の記述を難陳の中で提示するのは、年号案に含まれる漢字の字音を定めるためではなく、字形や字義を明らかにするためであることが多い。慶安度の改元では、以下のように三名の公卿が同じ辞書を引用している。

事例（h） 徳大寺公信は、五条為適が勘申した年号案「明暦」の「明」字を「好字」とする理由を説明するために、以下のように辞書を引いている。

韻書云：「在天者、莫明於日月、故於文日月為明」。

この「韻書」の記述は、従来、中世の難陳の中でよく使われていた《玉篇》や《広韻》などの辞書には見えず、元の熊忠が編纂した韻書《古今韻会举要》卷八（平声下・八）「明」（一七〇頁上）の説解に見える。

事例（i） 姉小路公景は、五条為適が勘申した年号案「天和」に対して、以下のように反論を示している。

江戸時代初期の改元難陳における経学的要素（水上）

天和反、訛字也。韻書…「謾欺意」トアリ。然者天欺欺。

ここで根拠にされているのは反音である。反音とは、年号案を構成する二つの漢字から導き出される反切音であり、「天和」に即して言うと、公景は、「天」を声母に相当する反切上字に、「和」を韻母とアクセントに相当する反切下字にそれぞれ見立て、両者を合わせた漢字音から「訛」を導き出すのである。「韻書」を見ると「訛」には「あざむく」の字義があり、二字で「天があざむく」の意になるから、年号には不適当なのである。この「韻書」もやはり《古今韻会举要》を指しており、巻七〈平声下・五〉「訛」に「《説文》…欺也、从言它声。徐曰…謾欺之意」(一四七頁下)と記されている。とすると、公景は実質的に徐鉉《説文》、いわゆる小徐本を引いているのであるが、なぜ《説文》から直接引かなかつたのであろうか。この点については、次項において論及する。

事例(一) 姉小路公景は、五条為適が勘申した年号案「慶安」に対して、「庶心反」之離合、是古来難也」と述べ、「慶」字を分解すると「庶」「心」「反」の三字になり、この三つを並べると「人々の心が離れる」の意になることが古来、論難の対象になって指摘すること指摘する。管見によると、同様の論難は、天治(一一二四～一一二六)度の難陳記事に見える¹⁹⁾。「離合」は、このように漢字一字をいくつかの文字に分解して、それらを組み合わせることであり、この離合を通して吉凶を判断することを「破字」(または測字・拆字)と称する。

公景の指摘に対して、上卿を務めていた近衛尚嗣(一一六二～一一六五三)は、「破字離合、古難候乎。然トモ勘《韻会》…『从心从久』ト候、非『反』之字候欺」と述べ、《古今韻会举要》を調べると、「慶」字の構造について「心に从ひ久に从ふ」と説明されており、「反」ではなく「久」に従う字であるから、その論難は当たらないと退けている。尚嗣は字形確定の根拠に《古今韻会举要》を用いており、「慶」字の説解は卷二十三(去声・二十四)(三八六頁下)に見える。

元の黄公紹《古今韻会》のダイジェスト版として同郷の熊忠が成宗大徳元年(一二九七)に完成させた《古今韻会

《挙要²⁰》は、南北朝時代に日本に伝来した後、応永五年（一三九八）に五山版が出ているように、室町時代以降、相当流通し活用されている。上記の三例は、江戸初期までその影響が続いていたことを示し、長沢規矩也《和刻本漢籍分類目録》に徴するに、江戸初期刊本と正保五年（一六四九）刊本が著録されている²¹。しかし管見によると、同書は慶安度を最後に難陳の場に登場することは無くなったかに見える。なぜこのような事態が生じたのか、その点を明らかにするためにも、難陳における辞書利用の実態について、さらに別の角度から考察を加えることにする。

（二）漢籍の記述を検索するための利用

辞書は漢字の形音義を調べるのが基本的な使い方だが、難陳の議論を見ると、辞書にはそれ以外の用途もあったことがわかる。

事例（k） 寛永度に五条為適によって勘申された年号案「貞正」に対して、西園寺公益（一五八二～一六四〇）は、以下のように論難を加える。

正之字、《韻会》所載政、与正通用也。是以見之、御諱之字可被避事歟。

「貞正」の「正」が「政」と通用することが《古今韻会挙要》に見え、「政」は当代の後水尾天皇の諱「政仁」を犯すことになるから、具合が悪いというのである。一見すると、反論の根拠を《古今韻会挙要》に記されている訓詁に求めただけに見えるが、実態はそうでない。同書卷二十三（去声二十四）「政」に、『説文』…「正也、从支正声」。…『積名』云…「政、正也」（三八七頁下）とあり、「正」と「政」が通用する根拠は、許慎《説文解字》と劉熙《積名》に示されている訓詁なのである。それならば、直接、『説文』や『積名』を直接引用すれば良いのだが、そうやっていないのは、公卿である改元定の参仕者にしても容易に見られない書物だったからだと考えられる。

中国辞書史における金字塔の一つ『説文解字』について言うと、後漢の許慎によって編纂され、収録字数が九千を

超えるこの辞書は、《令集解》の随所に引かれていることから、奈良時代には国内に伝わっていたと考えられ、藤原佐世（八四七〜八九八）《日本国見在書目録・小学家》、藤原信西（一一〇六〜一一六〇）《通憲入道藏書目録》には著録されている⁽²²⁾が、当時および以後の諸書に直接引用された形跡を確認しがたい。岡井慎吾が「唐一代（一二七八〜一五六七）は説文字林の学は貢試課挙にも用ひられたから必ずや士子の学習した所、吾が遣唐の青衿も必ずや其の行李には之を携へ歸つたらうに、小学は当時の学風に合はなかつたか之を研究した跡は殆どない⁽²³⁾」と述べているのは実状を言い当てて、武田杏雨書屋所藏唐写本《説文》木部は遣唐使が将来した一部であろう⁽²⁴⁾。《説文》古鈔本について言うと、阿部隆三《本邦現存漢籍古写本類所在略目録》は、この断簡を著録するのみである。宋版書を多く収蔵していることで知られる足利学校の蔵書の状況を伝える《足利学校遺蹟図書館古書分類目録⁽²⁵⁾》を開いても、《説文》は学校内に収蔵されていなかったかに見える。《和刻本漢籍分類目録》を調べると、最初の和刻本は、夏川元朴によって訓点が付された寛文十三年（一六七三）刊《説文解字五音韻譜》であり、寛永年間にはまだ世に出していない。《説文解字五音韻譜》は宋の李燾（一一一五〜一一八四）が大徐本《説文》を《集韻》の配列にもとづいて再編成したものであり、オリジナルの大徐本《説文》の和刻本は文政九年（一八二六）によりやく出版されていて⁽²⁶⁾、小徐本の和刻本は出ていないようである。

かかる状況を踏まえると、江戸初期の公卿にとつて《説文解字》は参閱が容易な書物ではなかったため、西園寺公益が《古今韻会举要》からの孫引きの形で同書の訓詁を利用したことが了解されるが、「正」と「政」が通用することの典拠を《説文》と提示せず、あくまでも《韻会》としていることは、直接引用と間接引用との区別を意識していなかったことも示しているようである。

事例（g）（k）では、難陳の言葉の中に「韻書」や《韻会》などの語が出てきていて、辞書が使われていることを容易に察知できたが、その種の語が見えなくても、難陳の議論の中で辞書が使われていると判断できるケースも少なくない。

事例(一) 慶安度に高辻長純によつて勘申された年号案「永安」に対して、難波宗種(一六一〇～一六五九)は、以下のように論難を加えている。

又永者、《広韻》：「遠也、遐也」、《説文》曰：「象水至理之長」、古來有遠流之難。

宗種は、《広韻・上声・三十八梗》と《説文》卷十一下の「永」に対する説明をつなぎ合わせて、「永」が「遠流」に通じる、ということ、古來、この字が避けられてきたことを示す。なお、引用文中の《説文》の「至」字は「至」の誤写であり、「至理」は川筋のこと。ここに援用されている辞書の記述も、直接当たつたのではなく、以下に提示する《古今韻会舉要》卷十五(上声・二十三)「永」の記述を援用したと考えられる。

干景切、角次濁次音。《説文》：「𠄎、水長也。象水至理之長。永也」。《広韻》：「引也、遠也、遐也」。《方言》：「凡施於衆長曰永」。(二八四頁上)

宗種が引く典籍が直接引用でないことは、同じ慶安度の難陳において持明院基定が「《説文》：「永者、施於衆長」と発言している事実を踏まえることでより確実になる。右に引く《舉要》を参照し、説解の「《説文》以下をすべて《説文解字》のもの」と誤解しない限り、そのような指摘が出来ることはあり得ないからである。言うまでもないが、《説文》「永」字の下に「施於衆長」なる説解は存在しない。

辞書を自説の論拠となる訓詁や漢籍の典拠を採す道具として使うことは、江戸時代に始まるわけではなく、既に中世に見られる。住吉朋彦は、中世叢林における《古今韻会舉要》の流行について説く中で、「禪僧がこの書を好んだ理由」を推測し、「六経や正史、諸子、別集の古典を網羅した出処の揭示が、典拠の索引を容易にしていること」を

挙げている(27)。既述の通り、《古今韻会举要》は、江戸時代に入っても、江戸初刊本や正保五年(一六四九)刊本が出ているように、盛んに使われていた。

字音・字義の調査にとどまらない辞書の多岐にわたる使用は中世漢学における主要な手法の一つであり、江戸時代初期の難陳でもその手法が依然として用いられたが、使用する辞書に関しては変化が認められる。

事例(m) 承応(一六五二)一六五五)度に東坊城長維(一五九四)一六五九)によつて勘申された年号案「享応」に対して、改元上卿の左大臣二条光平(一六二五)一六八二)は、以下のように反論を展開する。

「乾、元亨利貞」注…「亨、古享字」。云…「又案、古者唯亨、後人加一画云々」、通用之字也、見矣。亨之字ニニラル、ト云読アリ。(韓信伝)…「獵狗亨」^{ニラルト}。亨与享応ヲニラル、ニヲウスルトヨミ、豈然乎。

「亨」が字形の似た「亨」から派生した文字であつて通用字であり、さらに字形は示されていないが「にる」の意を持つ「烹」にも通じるから、年号案「享応」は「享_にらるるに応ず」と読めて、具合が悪い旨が説かれている。冒頭の書きぶりを見ると、「亨、古享字」は《周易・乾卦》の注にあるかのような誤解を招きかねないが、原典に当たると分かるように、古注にも新注にも見当たらない。管見によると、この「注」は、光平が参照した辞書の説解を指している。ただし、当該の説解は《古今韻会举要》の「亨」字の下にも「享」字の下にも見当たらない。難陳の文中で引かれている(韓信伝)の記述も考え合わせると、明の梅膺祚が万曆四十三年(一六一五)に刊行した《字彙》が使われていると考えられる。《字彙》は《正字通》や《康熙字典》も手本・参考にした浩瀚な辞書であり、(上部・六画)「亨」字の下に以下のようにある。

《易・乾》…「元亨」……又(韓信伝)…「狡兔死、獵狗亨。高鳥尽、良弓藏。敵国破、謀臣亡」。○案、古惟亨、後人加一画作享献之享、加四点作烹飪之烹。(第二三三冊、四三一頁上)⁽²⁸⁾

この《字彙》の記述を踏まえると、光平が論難の中で引いている〈韓信伝〉を独力で見つけたわけではないことが判明する。韓信の伝記は、《史記》卷九十二〈淮陰侯列伝〉と《漢書》卷三十四〈韓彭英盧呉伝〉に収録されているが、《漢書》は「高鳥尽」以下を欠くので、《字彙》所引の〈韓信伝〉は《史記・淮陰侯列伝》を指すと考えられる。ただし、《史記》の原文は冒頭の一句を「狡兔死、良狗亨」に作り、「獵狗亨」に作る《字彙》および光平の難陳の引文とは異なる。《漢書》も同様である。《史記》の諸本を見ても、「獵狗」に作る異文は無いようである⁽²⁹⁾から、光平は《字彙》所引の〈韓信伝〉を原典に当たらずに引いたと考えざるを得ない。なお、《正字通・子集上》「亨」でも〈韓信伝〉を引いて「獵狗」(第二三四冊、五〇頁下⁽³⁰⁾)に作るが、同辞書は康熙十年(一六七二)刊行だから、承応度の難陳に出現するはずはない。

事例 (n) 明暦(一六五五―一六五八)度に五条為庸(一六一九―一六七七)によって勘申された年号案「明暦」に対して、小川坊城俊広(一六二六―一七〇二)は賛成意見を述べる中で、《尚書・虞書・益稷》「元首明哉、股肱良哉、庶事康哉」句を引くが、《字彙》「明」に「虞書…元首明哉」(第二三三冊、二頁下)とあるから、辞書の記述を手掛かりとして原典に当たり、続く句を補ったと考えられる。《古今韻会举要》卷八(平声下・七)「明」には、「白虎通」云「清明風者清芒也」。又「元首明哉、股肱良哉」(一五八頁上)とあり、「元首明哉」が《尚書》の句であることが示されておらず、《白虎通》に見える句と勘違いされかねない行文になっているから、それを利用したとは考えがたい。

事例 (m) と (n) は、漢籍に関わる議論を進める際に依拠する辞書が《古今韻会举要》から《字彙》に替わったことを示唆する。この《字彙》もかなり長期にわたって利用されるが、やがて別の辞書も使われるようになったことを以下の二つの事例を通して確認する。

事例 (o) 享和(一八一〇―一八一四)度は、本稿の考察範囲の枠外にある幕末期の改元だが、辞書利用の変遷をたどるために取り上げる。この時、菅原福長(一七六一―一八一九)が勘申した年号案「嘉延」に対して、徳大寺

公迪（一七七二～一八一二）は難陳の中で賛成意見を述べている。漢籍の引用箇所を中心に引くと以下の通り。

《詩・小雅》曰：「維其嘉矣」。又有《嘉樂篇》。《公孫弘伝》有「弘為相、開東閣以延賢」之文³¹⁾。

文中最初の《毛詩・小雅・魚麗》の「維其嘉矣」は《字彙・口部・十一画》「嘉」に引かれている。続く《嘉樂篇》は《毛詩》には存在せず、《飯樂篇》の誤記であるが、この《嘉樂篇》の表記は、《字彙》「嘉」字下の説解「《詩》有《嘉樂篇》」（第二三二冊、四八二頁下）にもとづくに相違ない³²⁾。難陳の中で続いて引かれる《漢書》巻五十八《公孫弘伝》の記述も《字彙・丸部・四画》「延」（第二三二冊、五四六頁上）に見える。かくして江戸後期に至っても《字彙》が有用な道具として利用されていたことがまず分かる。

事例(p) 同じ享和度に桑原為顕（一七七六～一八五五）によって勘申された年号案「安延」に対して、広橋胤定（一七七〇～一八三二）は論難を加え、次のように述べる。

安延雖為嘉号、按《揚子方言》：「延・永者、長也」。然者安永与安延、義理既同、音亦相似、可有猶豫候歟。

「安延」の「延」が「永」に通じ、その字に置き換えた「安永」（一七七二～一七八二）は既に使われた年号だから、具合が悪いというのである。胤定が論拠として引く楊雄《方言》は、和刻本が寛文九年（一六六九）以降、いくつか出ている³³⁾ので、原典を見た可能性はあるが、難陳の中で《方言》が引かれた事例を他に検出し得ていないので、辞書からの孫引きと推測して考察する。《字彙・水部・二画》「永」（第二三三冊、四五頁上）の説解には見えず、《正字通・寅集・丸部》「延」には、「《方言》云：『年延、年長也』」（第二三四冊、三六二頁下）と引かれるが、同様の句は《方言》に存在しない。胤定が提示するのと同様の形で《方言》を引いている辞書は、管見の限り、《康熙字典》であり、《丸部》「延」に、「《揚子方言》：『延・永、長也』³⁴⁾」とあるから、これにもとづいたと考えられる。康熙

五十五年（一七一六）に完成し、圧倒的なポリウムを持つ《康熙字典》が日本に入ってきて来ると、漢字の辞書の決定版として重視されたことであろう。岡井慎吾によると、宝暦四年（一七五四）に刊行された釈敬首（随縁道人。一六八一〜一七四八）が著した読書指南書《典籍概見》にその名が見える³⁵。和刻本は安永九年（一七八九）に出ている³⁶。

事例（k）（p）に対する考察から、江戸時代の難陳の議論に参加する公卿が自説を根拠づけるために援引する漢籍の多くが直接引用ではなく、辞書に引かれている記述を利用した間接引用であることが判明した。かかる事態が生じた理由を推測すると、改元の議論に必要な漢籍の記述を自力で探すだけの学力を公卿たちが備えていなかったこと、より本質的な問題として、公卿にしても十分な漢籍の蔵書を備えていなかったことが挙げられる³⁷。辞書の利用について言うと、《古今韻会举要》、《字彙》、《康熙字典》と中国から新しい辞書が順次到来すると、その都度、乗り換えられている状況も確認された。

五、経書解釈に関する議論——避諱に関する討議を例に

難陳の中で経書の記述や解釈に関わる議論が集中的に論じられることがある。旧稿の中では、中世の改元定の中で「康」字を含む年号案が提出される度に、《穀梁伝・襄公二十四年》の「四穀不升、謂之康」句が取り上げられ、難陳において「康」字の字形と字義に関連する議論が繰り返されたことを取り上げた³⁸。同様の事象は、江戸時代の難陳においても観察される。寛永度において《礼記》に見える「二名不偏諱」句を踏まえた避諱の問題が集中的に議論されているので、以下、経学に関する部分に検討を加える。

事例（q） 討議の発端となったのは、事例（k）に示したことだが、年号勘者の五条為適が勘申した年号案の一つ「貞正」に対して、参仕公卿の一人、西園寺公益が異論を唱えたことである。公益は、年号案に含まれる「正」字

が「政」と通用し、その「政」字は当代の天皇の諱「政仁」に含まれているから、諱を犯すことになると考えたのである。この見解に対して、阿野実顕（二五八一―一六四五）は「真正」を支持する立場から、以下のように所見を披瀝する。

就正与政通用之義可避御諱ノ例、所被引用、武帝ノ徵、光武ノ秀、明帝ノ莊、高祖ノ淵、皆是一字ナリ。尤所可避ナリ。於二字者、不可偏諱之。《礼》曰：「二名不偏諱」。鄭玄注曰：「偏謂不二諱ナリ。孔子ノ母、名徵在、言在不言徵、言徵不言在云々」。故孔子曰：「宋不足徵」、是「言徵不言在」ナリ。又曰：「某在斯」是「言在不言徵」ナリ。加之、於異朝五代之後漢隱帝諱承祐、于時有乾祐之号、古人不毀不避其諱。於本朝、陽成院御諱貞明、当東宮之時有貞觀ノ号。後二条院御諱邦治ナリ、当此時有徳治之号。是又不偏諱。且雖有偏諱之、於從礼之文、從孔子之言、何有乎。

実顕は、漢の武帝、後漢の光武帝と明帝、唐の高祖のように、名前が一字の場合は当然避けなければならないが、二字の場合は両方を諱む必要はないと考え、その根拠を《礼記》の「二名不偏諱」に求める。「二名不偏諱」句は《曲礼上》と《檀弓下》の二箇所に見えるが、続いて引かれる鄭玄注に相当する記述が見えるのは前者である。ただし、注の原文は「偏謂二名不一諱也。孔子之母名徵、在言在不称徵、言徵不称在」に作っており、「不偏諱」の意味を説明した「二名不一諱」句は「不二諱」に改められている³⁹。鄭玄はこの注の中で孔子の母顔徵在を例として、「不偏諱」の意味内容を説明している。すなわち「徵在」二字の中、「徵」を口にしたら「在」を口にせず、「在」を口にしたら「徵」を口にしないように、二字の名前の片方だけを諱み、二つの文字を同時に諱むことはしないのである。実顕の考えるところ、鄭注の諸説を裏返すと、二字の名の中、一字は口にして良いのであり、それゆえ孔子は、《論語・八佾》の中で「宋不足徵云々」と言っていて「徵」を口にしているが、その句を含む発言の中で「在」を口にしている。同様に、《論語・衛霊公》の中で「某在斯」と言っていて、「在」を口にしているが、その時は「徵」を口にし

ていない。《論語》の二箇所の記述を引用したこの解説は、実は《礼記・檀弓下》の「二名不偏諱」句下孔疏の説明を援用したに過ぎず、実顕独自の發明ではない。

実顕は続いて史実によって自説を例証するため、君主の二字からなる諱の中、一字が当代の年号に用いられた国内外の事例を列挙する。国外の例で言うと、中国五代の後漢の隱帝は諱が承祐であり、その治世に年号「乾祐」(九四八～九五〇)が用いられている。国内の例は二つあり、一つは、陽成天皇は諱が貞明であり、東宮だった時に年号「貞観」(八五九～八七七)が選定され使われている。この事例は、中国において皇太子の諱を避ける慣習があったようには思われず、改元の際に朝臣が皇太子の諱に留意したことがあったとも思われないので、例証として挙げるには不適當である。もう一つは、後二条天皇は諱が邦治であり、その治世に年号「徳治」が用いられていること。以上の三例、実質的に有効な二例から、実顕は「不偏諱」の含意について、諱の両方を同時に使うことは避けねばならないが、片方だけを用いることは差し支えが無いことを意味すると結論を下す。以上をもって年号案「真正」に問題が無いと主張するのである。

事例(一) 実顕の議論を承けて、中院通村(一五八八～一六五三)は、「真正」に賛成する立場から、別の観点から避諱の問題を論じる。

正字可避御諱之由、被難之、尤可然歟。但本朝、以訓避之、異朝、以音諱之歟。……後宇多院世仁、是又於假名ノ書、加(又)〔之⁴⁰〕字用之。然而於詩・文書等世人音、不避之。又漢朝元后父諱禁、避之改禁中雖為省中、於日域者、無如此例。本朝異朝、不一同義也。於今此正字者、全非通用之字、非同字。只音訓同耳也。

ここで話題に上っているのは、漢字の音訓と避諱との関係であり、避諱の方法が問題となっている。日本では名前の漢字を訓読みした「訓」を避けるのに対して、中国の場合は音読みした「音」を避けるのが基本である。たとえば、後宇多天皇は諱が世仁であり、「よひと」と訓読みされるが、この三つの仮名が連なった形は諱むべきなので、仮名

「書きの文章に「よひと」の三字が連なることがあつたら、避諱のために「よのひと」と「の」の字を挟む。ただし、詩や文書に「世人」の二字が出てきて、それが音読みであつたら、避諱の対象としない。漢の孝元皇后の父の諱が禁であつたことから、「禁中」を「省中」に書き改めるようなこと⁽⁴⁾は日本では行わず、避諱の方法に関して日本と中国の間には相違がある。通村の見るところ、年号案に含まれる「正」字は、「政」と通用する字でもなく、同字でもなく、音読みが同じであるだけに過ぎないから、諱む必要は無いのである。最後の「正」と「政」が通用しない字だという断定は、同じ難陳の中で西園寺公益が通用することを既に明らかにしているのを踏まえると、その発言の趣旨を理解したいが、通村が定義する「通用」は訓が同じであることに限定されており、「正」と「政」は音が同じであるに過ぎないと考えるから、「通用」に含めないであろう。

事例 (S) さらに議論が続く中で、西園寺公益は再度、「貞正」に反対する立場からの議論を展開する。

就貞正号、本朝・漢家不被避之例、陳似有其謂。雖然敬則不呼諱、是君子礼也。退管見大底仁一字宝祚歴代御字也、以政之字為本歟。加之、崇徳院御字、承德之号出現之時、先王ノ尊号、依音声相通避之。淳仁号同之。……次不避諱徳治号、三年終、又凶事。異朝隱帝不避諱乾祐号、既二年而終。漢亦二年而亡。是以窺之、一字諱不避号、甚不快也。強因周公・孔子法、押凶事被採用之者、恐狭少之至哉。

公益は、日本と中国における避諱の事例を通観すると賛成側の言い分にも理があることを認めた上で、敬意を示す相手の諱を呼ばないのが君子の礼であることをまず確認する。この発言は、《礼記・玉藻》「士於君所、言大夫没矣、則称諡若字」句下疏「無諡則称字、不呼其名、敬貴故也」にもとづくと考えられ、陳述の続きを見ていくと、公益は君主の諱が二字からなる場合は、いずれの字も避諱の対象となることを示すために、この疏を引用したと考えられる。ただし、天皇の諱の多くに「仁」字が含まれるから、避諱の問題を考える際には、「仁」でない方の文字、当代の天皇について言えば、「政」の字が議論の主たる対象になる。

一つ前の事例（r）で示した通り、中院通村は避諱字について、日本では訓を問題するのに対して、中国では音を問題にする、と説いていたが、公益は国内でも漢字の音が問題とされた事例があることを指摘する。崇徳天皇の時、年号案として「承德」が提出されたことがあったが、「先王」、すなわち「称徳天皇」と読みが同じなので避けられたことがあるのである。ここで念頭に置かれているのは、天治（一一二四～一一二六）度の難陳だと考えられるが、実際の状況は、その主張と反対である。藤原宗忠（一〇六二～一一四一）が年号案の「天治」について「通天智、天皇号有憚」と述べ、天智天皇と読みが同じなので憚りがあると指摘したのに対し、藤原為隆（一〇七〇～一一三〇）は「然称徳天皇号通承德、不可被用敷」と述べ、その伝でいくと、承德（一〇九七～一〇九九）は、称徳天皇（在位七六四～七七〇）と同じ読みなので、用いることができないのではないかと反論しているのである⁴⁵。公益が展開する主張に話を戻すと、年号案「淳仁」が難陳の中で取り上げられたのは、平治（一一五九～一一六〇）度のことであり、訓読みした「あつひと」が醍醐天皇の諱「敦仁」の読みと一致することを問題視している⁴⁶。どうやら公益は、音訓いずれで読んだ場合でも諱と読みが共通するならば、避けるべきだと考えているようである。

さらに年号の持続期間に着目すると、徳治（一一三〇六～一一三〇八）は、「邦治」を諱とする後二条天皇の時に用いられた年号であり、「貞正」賛成派の阿野実顕の解釈による「二名不偏諱」、すなわち二字からなる諱の中、一字だけ使うことは支障ない、という規定に抵触しないものの、後二条天皇の崩御により、徳治はわずか三年しか続かなかった。事例（q）に出てきた乾祐も短期間しか続かず、後漢王朝最後の年号となった。公益は、天皇や皇帝の諱の一字を犯した年号の持続期間が短かったという現実を、「周公・孔子の法」、すなわち周公や孔子の教えが説かれている経書に記されている規定を文字通り実行する必要が無いことを示しており、凶事の先例があるにもかかわらず、それを押し切って天皇の諱の文字を含む年号を使うとするのは、見識が狭いにも程があると結論づける。

年号案「貞正」をめぐる議論はさらに続くが、概要は示し得たので、紹介はここまでにとどめる。事例（q）～（s）から看取される通り、中世と同様、江戸時代の難陳の中でも経学上の問題をめぐる議論が展開することがあり、複数

の公卿が注釈書の引用にとどまらないレベルの自説の開陳と他説への反論を行っていた。日本における経学を含む漢学受容の状況を示す学術資料の一つとして、難陳が位置づけられることが明らかとなったことであろう。

六、結 論

本稿では、江戸時代初期の難陳を対象に、経学との関わりからの観点から考察を進めた。その結果、中世とは異なり、朱熹に代表される宋学系の注釈書が年号勘文の中のみならず、難陳の中でも大々的に活用されている状況が確認された。ただし、この現象は一過性のようでもあり、江戸中期以降は漢学一尊に逆戻りしているかにも見えるので、この点に関する調査と考察は今後の課題として残された。

江戸時代における難陳の特徴の一つとして、中世と同様、中国の辞書に対する依存度が相当高いことも挙げられる。辞書は、字音・字義の調査はもとより、自説を根拠づけるのに適当な漢籍の記述を検索・提示するためにも使われおり、そのような使い方がされた理由として考えられるのを二点提示した。一つは、参仕公卿が必ずしも難陳の議論を行うのに必要な漢学の知識を備えていたとは限らないことであり、もう一つは、公卿が利用可能な漢籍を十分に収蔵していたわけではなかったことである。ただし、この二点はあくまでも推測であり、今後の検討と説明を必要とする。難陳の中で提示される辞書には時代による変化も認められた。古い辞書より新しい辞書の方が情報量が多いのが通例であるから、中国で新しい辞書が出ると、その新出の辞書に切り替えていること、本稿で論及した範囲では、依拠する辞書が《古今韻会举要》↓《字彙》↓《康熙字典》と移り変わっていることが看取された。

経学に関する難陳の具体的な事例として、《礼記》の「二名不偏諱」句を踏まえた避諱と年号との関係をめぐる討議の内容を紹介した。寛永度の改元定に参仕した公卿の多くが年号案「真正」について賛否いずれかの立場に立つて詳細な議論を展開しており、その議論の中では、辞書から転引された典籍ばかりでなく、自身で検出した経注疏を含む漢籍の記述も提示されており、討議を通して経義を確定しようとする試みもなされていた。難陳の常として、避諱

字に関わる先例に対しても十分に検討が加えられ、先例が経義より優先されるとする立場を示す公卿もいた。少なからぬ賛同者がいたにもかかわらず、「真正」が採用されなかったのは、避諱字を含んだ年号の先例が芳しくないことが影響した可能性が高いと思われる。

江戸時代の改元は幕府主導で決められたから、難陳の議論の重要性はそれ以前より低下しており、参仕公卿がおぼなりの議論をすることでお茶を濁したとしても不思議ではない。しかし、発言者の説いている内容を見ると、相当の調査をした上で改元定に臨む者が少なくなかったことが推察された。彼らの真摯な態度が家名維持の意識によるものなのか、それとも伝統保護の意識によるものなのか、その心理的背景についても今後、考える必要がある。

今後の課題をいくつか提示したついでに、本論の中で取り上げなかった論点を最後に一つ提示したい。それは経典に対する意識の変化である。既に事例（J）において見た通り、慶安度において勘申された年号案「慶安」に対して、姉小路公景は「離合」の観点から論難を加えていたが、難陳の中で次のようにも述べている。

且又引文「乃終有慶、安貞之吉、応地無（疆）」是坤卦之辞、本安貞之引文也。斯全有純陰、先輩被難者、有地無天之故也。（繫辭）〔序卦〕…「有天地、然後有万物」。又神書…「天先成而地後定、然後神聖生其中焉」。其（土）〔上〕「陽、君子之道也。陰、小人之道也」。「君子之道、闡然日章。小人之道、的然日亡」。可有如何歟。

引文は《周易・坤卦・彖伝》にもとづき、既に安貞（二二七〜二二九）の引文として使われたものだという大きな問題がある。それに加え、坤卦は全ての爻が陰であるから、陰が象徴する地ばかりがあつて、陽が象徴する天が無いことになってしまふという非難が「先輩」から寄せられている。ここで「先輩」と称されているのは、左大臣藤原経宗（一一九〜一一八九）と考えられ、安元（一一七五〜一一七七）度の難陳において藤原光範（一一二六〜？）によつて勘申された年号案「安貞」に対して、「年号者可象天、而此文易坤卦文也。偏有地無天文」と批判を加えている⁽⁴⁾。公景は、その先例を踏まえ、天地はいずれも欠かすことができず、天と地とでは天が相対的に重要である

ことを示すために、『周易・序卦伝』、「神書」、宋・鄭汝諧『易翼伝・上経下・大過』、宋・史浩『尚書講義・周官』の順に、古・新注の経伝を含む典籍の句を列挙する。

ここで着目すべきは、宋学系の注釈書が引用されていることではなく、「神書」と称される典籍が引かれていることである。「天先成而地後定、然後神聖生其中焉」は、漢籍ではなく『日本書紀・神代卷』に見える。従来、難陳の中で引用・言及されるのは漢籍に限られ、年号勘文の引文の典拠として記されるのと同類の古い漢籍が大半を占めていたのだが、時代が降るにつれ、新注系統の注釈書も使われるようになった。それでも漢籍以外の典籍が難陳の中で使われることは絶えて無かったのだが、江戸初期に至ると、国書、それも「神書」と題して『日本書紀』が引用される、という新たな状況が観察されるようになったのである。難陳研究が持つ豊かな可能性を示したところで本稿を擱筆する。

〔附記〕 本稿はJSPS科研費基盤研究(B)「年号勘文資料の研究基盤の構築」(課題番号:15H03157)、中央大学特別研究費(平成二十八・二十九年度)および中国国家社科基金重大項目「日本『十三経注疏』文献集成」(16ZDA109)による研究成果の一部である。

注

- (1) 『建久改元定記』(『統群書類従』第十一輯上、卷二八七、統群書類従完成会、一九五八年)、二九四頁上。
- (2) 改元の手続きについては、森本角蔵『日本年号大観』第三章「改元次第」(目黒書店、一九三三年)や所功『年号の歴史―元号制度の史的研究―(増補版)』第五章「年号の選定方法」(雄山閣出版、一九八八年)等を参照。
- (3) 森本角蔵『日本年号大観』、一九頁。
- (4) 「難陳の議論が定例化した」時期について言うと、年号勘文の勘申や難陳を含む改元手続きは、年号導入当初から整備されていたとは考えられない。なぜなら、年号や典拠となる漢籍の文字の吉凶に関する先例の蓄積が無い状態では、まともな議論ができたはずはないからである。管見によると、大化以降、祥瑞による改元がなされていた時期の年号は、漢籍の典拠が無い

のが普通であったと考えられ、年号勘文を集成した《元秘別録》には、仁寿（八五一〜八五四）度以前の年号勘文は収録されておらず、仁寿度以後は延喜（九〇一〜九二三）度まで空白期間があり、応和（九六一〜九六四）度以降、また空白期間が続く。途切れることなく年号勘文が並ぶようになるのは、正暦（九九〇〜九九五）度以降のことである。年号勘文の記録が残っていない期間の年号に関しては、森岡外《元号考》・森本角蔵《日本年号大観》を始めとする諸書に典故として漢籍の引文が示されているが、それらの大半は、膨大な漢籍の中から年号の文字を含む箇所を探し当てた「後付け」の典拠だと考えられる。記録の消失の可能性も考慮に入れなければならないが、年号勘文の勘申とそれを承けた難陳の議論が恒例となった時期を正確に見定めることは難しいが、改元が代始と祥瑞のみを理由とする時期から、革命や災異も理由に含まれるようになった延喜度頃に、年号勘文の勘申や難陳を含む改元手続きが定式化したのではないだろうか。

(5) 中世の難陳が持つ学術的価値については、拙稿《日本年号資料と経学》（《中国典籍与文化論叢》第二十輯、鳳凰出版社、近刊）を参照。

(6) 石井良助編《徳川禁令考・前集第一》第一章《禁裏向御法式》（創文社、一九五九年）、二頁上。

(7) 林鶯峰《改元物語》。引用部分の翻刻文は、森本角蔵《日本年号大観》、四〇〜四二頁に見える。

(8) 所功《年号の歴史―元号制度の史的研究―（増補版）第五章《年号の選定方法》第四節《元和以降の諸条を参照》、同氏編《日本年号大事典》（雄山閣、二〇一四年）の〈Ⅱ 各論 日本公年号の総合解説〉の元和以降の諸条を参照。江戸時代最初の改元となる元和年号の制定は、中国の年号の中、吉例と考えられたものがそのまま採用された珍しいケースである。それまでは、中国を含む異朝で使われた年号は避けられてきたし、大半の年号は漢籍の典拠を持っていたが、幕府は敢えてこれらの基本ルールを無視して新年号を制定することで、幕府が「時の支配者」であり、政治上の主導権を掌握していることをアピールしようとしたのであろう。

(9) 所功・久礼巨雄・吉野健一《元号―年号から読み解く日本史》（文藝春秋、二〇一八年）、一七九頁。

(10) これらの点については、拙稿《清原家の《論語》解釈―清原宣賢を中心に―》（《北海道大学大学院文学研究科紀要》第一二五号、二〇〇八年）およびその中で提示されている先行研究を参照。

(11) 水上雅晴・石立善主編《日本漢学珍稀文献集成（年号之部）》第一冊（上海社会科学院出版社、二〇一八年）、七三二頁。同書所収《元秘別録》の底本は国立公文書館内閣文庫所蔵七冊本であり、資料番号は「一四六一―一三三」である。当然のことながら、永和度の年号勘文および「朱熹新注初引之」の書き入れは、高辻長成より後の人が増補したものである。

(12) 東坊城秀長著、小川剛生校訂《迎陽記 第二》(八木書店、二〇一六年)、五九頁。永和度改元において「新注」が出現したことについては、小川剛生《迎陽記の改元記事について》(水上雅晴編《年号と東アジア》、八木書店、二〇一九年春刊行予定)を参照。

(13) 宮内庁書陵部所蔵《改元部類記》写本全十五冊(函号・伏・二〇八、請求記号・二〇一五〇四一)。国文学研究資料館「新日本古典籍総合データベース」上に公開されている白黒画像による。以下に取り上げる江戸時代の難陳記事は、寛永度(第十一冊)、正保度(第十二冊)、慶安度(第十三冊)、承応度(第十四冊)、明暦度(第十五冊)、享和度のものであるが、享和度を除きすべて同資料による。享和度については、東京大学史料編纂所「大日本史料総合データベース・史料稿本」所収の《壬生家記録》を用いた。なお、本稿引用の難陳記事はいずれも未翻刻の写本であり、写本には異体字や新旧字体が混在していて、そのまま翻字すると読みづらいので、本稿では特に支障のない限り、引用の際、字体を通行字体に統一する。

(14) 通行本は「安樂怠慢使人亡其知能者也」に作り、阮元《校勘記》は、「廖本・孔本・韓本・考文古本『慢』作『惰』、無『者』字」と説いているから、公信は国内に古くから伝わる「古本」系統の《孟子》を使っている。「亡」字について、引用原典に引く《孟子・滕文公上》は「失」に作るが、《孟子》自体に異文は無いようであるから、同訓による誤記であろう。

(15) 原文は以下の通り。

公景卿云…又就《易》觀卦、引文聊取存有之、(象)辞「風行地上觀也」。然則風災之憂可有之歟。又初六「童觀、小人无咎。君子吝」注「所見昏錢、不能識君子之道」。又「処觀時、而最遠朝美云々」。誠君子之道不明、朝廷之美不彰事、可謂不祥歟。

右の「所見」以下の注は程頤《伊川易伝》、「処觀時」以下の注は王弼《周易注》である。なお、「引文聊取存有之」句の「取」字は「時」の異文注記が入っているが、恐らく「所」の誤、「所見昏錢」句の「錢」字は「淺」の誤。

(16) 野間文史《春秋左伝正義注》第一冊(序・隠公・桓公篇)(明德出版社、二〇一七年)、一三三頁の訳による。

(17) 以下、本稿において《古今韻会举要》を引く場合には、明嘉靖十五年秦鍼・李舜臣刻、十七年劉儲秀重修本(江西本)の影印本(中華書局、二〇〇〇年)を定本とし、同書中の掲載頁を()内に注記する。なお、「天者、刑名也」は、底本では「一曰刑名也」に作る。

(18) 注(5) 所掲拙稿第五節(難陳中議論的累積性)。

(19) 源師時(一〇七七―一三六)《師時記》に「右兵衛督云…慶字自本有難字也。件字庶心反候也云」とある。《改元部類》(自

応和至建久》(《統群書類従》第十一輯上、卷二八二、一七〇頁下。

(20) 《古今韻会》と《古今韻会挙要》の関係については、花登正宏《古今韻会》と《古今韻会挙要》(《古今韻会挙要研究―中国近世音韻史の一側面》、汲古書院、一九九七年)の中で論じられている。

(21) 長沢規矩也・長沢孝三編著《和刻本漢籍分類目録・増補補正版》(汲古書院、二〇〇六年)、六〇頁下。川瀬一馬によると、《古今韻会挙要》の応永五年刊本は、東洋文庫、大東急記念文庫、米沢図書館を含む十箇所所収蔵機関に蔵されている。同氏著《五山版の研究》(日本古書籍商協会、一九七〇年)、二〇一頁。《古今韻会挙要》の伝存状況については、住吉朋彦《中世日本漢学の基礎研究(韻類編)》(汲古書院、二〇二二年)を参照。

(22) 《説文》の伝来時期と伝来当初における普及の状況については、孫猛《日本国見在書目録詳考》(上海古籍出版社、二〇一五年)、四〇二頁を参照。《令集解》における《説文》引用状況については、奥村郁三編著《令集解所引漢籍備考》(関西大学出版部、二〇〇〇年)を参照。

(23) 岡井慎吾《日本漢字学史》(明治書院、一九三五年)、一二二―一二三頁。

(24) 阿部隆一著、慶應義塾大学附属研究所斯道文庫編《阿部隆一遺稿集》第一卷(宋元版篇)(汲古書院、一九九三年)、二二五頁上。

(25) 長沢規矩也編著《足利学校遺蹟図書館古書分類目録・訂補版》(汲古書院、一九七五年)。

(26) 長沢規矩也・長沢孝三編著《和刻本漢籍分類目録・増補補正版》、五一頁下―五二頁上。

(27) 住吉朋彦《韻類書をめぐる断章》(福島金治編《学芸と文芸》、竹林舎、二〇一六年)、三三九頁。禅僧による《古今韻会挙要》活用の具体的な事例は、拙稿《東坡詩抄物に見る五山僧の経学初探》第三節(二)《韻書および仏典の利用》(北海道教育大学釧路校国語科研究室《国語論集》第十号、二〇一三年)を参照。

(28) 本稿所引の梅膺祚《字彙》は《統修四庫全書》本であり、引用の際は()内に掲載冊と頁を注記する。

(29) 滝川資原考証、水沢利忠校補《史記会注考証附校補》(上海古籍出版社、一九八六年)。

(30) 本稿所引の張自烈《正字通》は《統修四庫全書》本であり、引用の際は()内に掲載冊と頁を注記する。

(31) 《壬生家記録》(東京大学史料編纂所「大日本史料総合データベース」所収「史料稿本」による)。

(32) 《字彙》の誤記の依るところを考えると、「大雅・仮楽」「仮楽君子」毛伝に「仮、嘉也」の訓詁が示されていることに加え、《礼記・中庸》所引の詩句が「嘉楽君子」に作っており、これらのことが影響した可能性がある。

- (33) 長沢規矩也・長沢孝三編著《和刻本漢籍分類目録・増補補正版》、五〇頁上。足利学校にしても明・程榮校漢魏叢書本を底本にした寛文九年刊和刻本しか収蔵されていなかったようである。長沢規矩也編著《足利学校遺蹟図書館古書分類目録・訂補版》、五頁下。
- (34) 張玉書等編《新修康熙字典》(上海書店、一九八八年)、四六一頁上。
- (35) 岡井慎吾《日本漢字学史》、二七二頁。《康熙字典》に関する《典籍概見》の言及は、長沢規矩也・阿部隆一編《日本書目大成》第三卷(汲古書院、一九七九年)、一五九頁下に見える。
- (36) 長沢規矩也・長沢孝三編著《和刻本漢籍分類目録・増補補正版》、五六頁下。
- (37) 江戸時代における漢籍の間接利用の問題については、拙稿(吉田肇墩《論語集解攷異》における校勘)(《日本漢文学研究》第九号、二松学舎大学東アジア学術総合研究所日本漢文教育研究推進室、二〇一四年)の中で論じたことがある。
- (38) 注(5)所掲拙稿第五節《難陳中議論的累積性》。
- (39) 「二字の諱を二つながら諱むことはしない」の意を表すのであれば、「不二諱」でも良いようにも思われるが、山井鼎《七經孟子考文》や阮元《校勘記》を見る限り、そのように作る版本は存在しないようである。待考。なお、「二名不偏諱」の「偏」字は「偏」に作るべきだということを含め、段玉裁がこの句について考証を加えている。段玉裁《二名不偏諱説》(《經韻樓集》卷十一)を参照。
- (40) 「又」「之」は、底本は「又」に作るが、「之」の誤字だと考えられることを示す。以下同じ。
- (41) この避諱については、《古今韻會舉要》と《字彙》の「省」字の説解で言及されているので、参考にした可能性がある。ただし両書とも「避元后諱」(二八四頁下/第三三三冊、一一六頁下)に作り、「元后」二字に続く「父」字を落として引用しているのが、そのまま利用してはいない。
- (42) 源師時《師時記》(《改元部類(自心和至建久)》、《統群書類従》第十一輯上、卷二八二)、一七〇頁下。
- (43) 藤原為親《為親卿記》(《改元部類(自康治至康正)》、《統群書類従》第十一輯上、卷二八三)、一九三頁上。
- (44) 中山忠親《山槐記》(《改元部類(自康治至康正)》、《統群書類従》第十一輯上、卷二八三)、一九七頁上。